

## 第1回阿蘇市議会会議録

1. 令和4年2月25日 午前10時00分 招集
2. 令和4年2月28日 午前10時00分 開議
3. 令和4年2月28日 午後1時22分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

### 欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長(水道局長)	藤田浩司	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	政策防災課長	山本繁樹
ほけん課長	山中昭人	観光課長	秦美保子
住環境課長	加藤勇二郎	人権啓発課長	市原吉治
市民課長	森永智保	まちづくり課長	荒木仁
税務課長	市原修二	内牧支所長	加来隆浩
波野支所長	岩下勝則		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 本山英二 議会事務局長 市原多喜男  
書記 山本悠未

#### 9. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 承認第3号 議案の撤回について

#### 10. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 報告第1号 専決処分の報告について

日程第2 承認第1号 専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第10号）について

日程第3 承認第2号 専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第11号）について

日程第4 議案第1号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第5 議案第2号 阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について

日程第6 議案第3号 阿蘇市職員定数条例の一部改正について

日程第7 議案第4号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第8 議案第5号 阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第9 議案第6号 阿蘇市保育園バス設置及び管理に関する条例の廃止について

日程第10 議案第7号 令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第12号）について

日程第11 議案第8号 令和3年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第12 議案第9号 令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第13 議案第10号 令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第14 議案第11号 令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第15 議案第12号 令和3年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第2号）について

日程第16 議案第13号 令和3年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第3号）について

日程第17 議案第26号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第 18	議案第 27 号	市道路線の廃止について
日程第 19	議案第 28 号	市道路線の認定について
日程第 20	議案第 29 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 21	議案第 30 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 22	議案第 31 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 23	議案第 32 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 24	議案第 33 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

#### 午前 10 時 00 分 開議

##### 1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

ただ今、市長より追加議案 1 件の申出がありました。つきましては、ここで暫時休憩をし、議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方々は委員会室へお集まりください。

それでは、暫時休憩いたします。

#### 午前 10 時 01 分 休憩

#### 午前 10 時 13 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで本日の議会運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

ただ今、議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過と結果について御報告をいたします。

本日、執行部より追加議案 1 件が提出されました。したがって、本日の議案の配付を行い、本日予定しておりました日程の前に議題として追加することとし、追加議案の審議につきましては委員会付託を省略しまして採決することといたしました。

内容は、提出されておりました議案の取消しということで案が出ています。取消しをされたならば、改めてまた追加議案が明日出されますので、そのことについては明日またここで報告します。そういう日程でいきますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。ただ今、議会運営委員長の報告のとおり、市長より承認第3号「議案の撤回について」の議案が提出されました。つきましては、この際、本日本日予定していました議事日程の前に追加議案として日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

それでは、承認第3号「議案の撤回について」を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

それでは、議案書を配付しますので、しばらくお待ちください。

お諮りいたします。ただ今、日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、追加で付議された事件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

#### 追加日程第1 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 追加日程第1、市長より「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

本日の審議予定の前に追加の提案理由の説明をさせていただくことになり、大変ありがとうございます。

それでは、早速でありますけれども、令和4年第1回阿蘇市議会定例会、追加提案理由の説明をさせていただきます。

承認第3号「議案の撤回について」

本件は、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、改正条例の一部見直しを要することから撤回したいので、阿蘇市議会会議規則第19条第1項の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。

以上、議案1件（承認1件）を本日上程いたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

補足して御説明を申し上げます。

今回、国の人事院勧告に準じ、市議会議員の期末手当支給率の改正案も併せて上程しておりました。しかしながら、鑑みますと、阿蘇市の議員報酬にあつては、県内はもちろん、国内においても792市のうち、下位から3番目と低く、国の方針に準じ、一律に改正を行うことはそぐわないと判断、上程はいたしましたものの、撤回をさせていただくものであります。つきましては、一旦撤回させていただき、改めまして私を含めた職員等に関する給与条例等

の改正案を上程させていただくことといたしましたので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

#### 追加日程第2 承認第3号 議案の撤回について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第2、承認第3号「議案の撤回について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

今回、議案の撤回にまず至りましたことを議員各位にはおわびを申し上げます。議会の運営に当たりまして、多大な御迷惑、誠に申し訳ございませんでした。

それでは、配付をいただきました追加議案書に基づきまして、私から説明を申し上げます。

まず、提案理由につきましてでございますけれども、ただ今、市長から説明がございましたので、繰り返しとなりますので、略させていただきます。

まず、本案につきましては、先週の金曜日、25日に一旦上程をさせていただいたものであり、規定によりまして、一旦上程を行いました議案につきましては、修正はできない、そういうふうに記されているところでございます。よりまして、阿蘇市議会会議規則第19条第1項、議案を撤回する場合は議会の承認を得なければならないとの規定に基づきまして、今回、議案撤回の御承認を求めらるものでございます。

撤回に至った経緯でございますけれども、議案第4号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」としまして、人事院勧告に準じた期末手当の支給率の改正も含め、9つの条例の改正案を上程いたしておりました。期末手当の支給率の改正につきましては、地方公務員法に規定がなされております情勢適応の原則から、職員をはじめ、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、市議会議員におきましても一律国に準じた改正とし、上程をさせていただいたところでございます。しかしながら、市長の説明にもございましたように、議員報酬は、国内の市の中でも下位から3番目、そういった現状にあります。一律に国に準じた改正を行うこと、これは現状にそぐわない、そういうふうに判断を行いまして、改めて判断、そして撤回の御承認をいただくものでございます。

なお、撤回の御承認をいただいた後には、再度、給与条例の改正として上程をさせていただきますので、御理解、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

繰り返しになりますけれども、今回の議会上程に当たりまして、国に準拠のみの視点から私ども精査することなく、安易に上程し、今回の議案撤回に至りましたことを議員各位に深くおわびを申し上げ、説明とさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

17番議員、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 異議はありませんけれども、いつも言いますように、議会が始まったばかりで、しっかりと執行部が出されたのを私たちも真摯に受け止めておりましたけれども、すぐ質疑に入って撤回という形で貴重な時間も割いてやられることはいかがかと。いつも言いますように、私たちもある程度は信用しておりますので、今になって撤回をすればいいという、ただ頭を下げればいいという問題では私はないと思います。議会として、やっぱり執行部と向き合っていく以上は、そのあたりは事前にちゃんと精査して出していただきたい。今後こういうことがないように、また同じようなことを言わなければいけませんので、よかろうが悪かろうがそういうことは徹底していただきたい。総務部長、いかがですか。断りは言われましたけれども、今後絶対にないように。人間ですから絶対ないということは言えませんが、極力そういうことがないように。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今、厳しい御意見をいただきました。言われるのも、私どももごもつともだ感じております。複数の審査を経る中であらゆる場面を想定しながら、今後内部でしっかり内容、条例の中身、与える影響等を見つめ直した上で、以後は気をつけてまいりたいと考えております。大変申し訳ございません。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第3号について採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、追加議案の審議を終了いたしました。

それでは、本日予定していました議事日程につきまして、早速議事に入ります。

なお、先ほど承認第3号「議案の撤回について」は承認されましたので、お配りしています議事日程のうち、日程第7、議案第4号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」は審議をいたしません。

それでは、早速議事に入ります。

#### 日程第1 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第1、報告第1号「専決処分の報告について」を議題といたします。

総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村山健一君） おはようございます。

改めまして、先ほどの議案の撤回につきましては、皆様方に大変御迷惑をおかけいたしました。改めて、おわびを申し上げます。

議案書 1 ページをお開きいただきたいと思います。報告第 1 号としまして専決処分の報告について報告させていただきます。

提案理由につきましては、令和 3 年 9 月 17 日、阿蘇市赤水において発生しました一般車両の物損事故につきまして、令和 4 年 1 月 11 日に示談が成立いたしました。つきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、同条第 2 項の規定に基づき報告させていただくものでございます。

2 ページを御覧いただきたいと思います。専決処分の内容でございます。1 月 14 日に、先ほど申しましたように専決処分をさせていただいております。損害賠償の相手につきましては、記載のとおりでございます。事故の詳細につきましては、9 月 17 日、この日は台風 14 号が接近している状況でございました。この日の午後 7 時頃、阿蘇市赤水 682 番地 2、ここにつきましては赤水の市営住宅でございます。こちらに隣接する家屋に取り付けてありました阿蘇市の光ケーブル、これが強風のおおりに受けまして、付け根からとれたことが原因で、それがケーブルの下に駐めてありました車両を傷つけ、甲が所有されております自家用車のドアバイザー、またルーフの部分に損傷を与えたということでございます。損害賠償の額につきましては、甲に対し 15 万 3,220 円を支払うということで、市の過失割合が 10 割となっております。また、和解事項としまして、本件事故に関しては、今後、双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを確認しているところでございます。

本件につきましては、光ネットワークの指定管理事業者でございます阿蘇テレワークセンターに伝送路の目視点検、これを年 2 回ということで巡視を行っているところでございますけれども、平成 28 年には特に赤水方面の震度が大きかったということもございまして、改めて民家の軒先等につながっている状況については抽出点検を行いまして、また同じような案件が起らないよう再確認を行ったところでございます。また、職員等におきましても、ケーブルの垂れ下がり等がありましたら早期発見に御協力いただいて、我々に通報いただければということで周知をさせていただいているところでございます。

今回、誠に申し訳ございません。以上のような形で専決処分させていただきましたので、報告をさせていただきます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

11 番議員、市原正君。

○11 番（市原 正君） 11 番、市原です。

今説明がありましたが、台風ということで自然災害ということでもあります。自然災害に対する損害割合を 10 割と言っていますが、これに対する市の過失を引くということは考えられなかったのか、答弁を求めます。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の御質問でございます。当日は台風が来ておりましたけれども、この部分につきましては、現場の隣の家の引込み取付け金具がしてあったところです。そこにつきましては、十分な取付けがあったかというところ、そこに腐食があったという状況でございます。こういったところから鑑みますと、台風だけの影響ではないということでもございましたので、今回は市の過失という形で発生している状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

16 番議員、藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） くどいようですが、毎回この専決処分に対して疑問を持っております。当然保険で賄えるということもありますけれども、今のような案件の場合、民間同士だったときは、それを引き込んでいた人に 10 割の補償を求められるのかと。やっぱり今、市原議員が話されましたように、自然災害に伴う事故のときにそれを設置していた人が全額をみななければならないなら、民間の案件の場合は、とてもじゃないけれども、管理をしきれないのではなかろうかと思うんです。その辺の見解は、総務部長、いかにお持ちでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 今、藏原市議から御意見もいただきました。実際、市町村総合事務組合に相談を申し上げる中で、結論としてはそういった結果に至った、そういった状況でございます。私たち自身、やっぱり管理者、そういった立場もでございます。賠償割合等についても、今後、「はい、分かりました。お願いします」という関係ではなくて、実際の現状あたりを詳しく市町村総合事務組合と調整をしながら、こういったことであればこういった場合も考えられるということでは、「過失割合は、こうこう、こんな感じでどうですか」、そういった話まで深く突っ込んでいきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

お諮りいたします。日程第 2、承認第 1 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 10 号）について」並びに日程第 3、承認第 2 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 11 号）について」の承認 2 件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第 1 号並びに承認第 2 号の承認 2 件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第 2 承認第 1 号 専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 10 号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 2、承認第 1 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補



正予算（第 10 号）について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○**財政課長（廣瀬和英君）** おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第 1 号、専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 10 号）について、御報告申し上げます。

別冊 1 の 1 ページをお願いいたします。まず、第 1 条になります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,013 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 184 億 475 万 4,000 円と定めております。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、18 歳以下の子どもさん方に 1 人当たり 10 万円相当の給付を行うもので、12 月の市議会定例会におきまして、本市は、クーポン給付ではなく、10 万円の現金一括給付で対応する旨をあらかじめ御報告させていただいておりましたので、12 月 16 日付けで専決処分を行ったものでございます。

それでは、7 ページの歳出予算で御説明させていただきます。7 ページの節 18 負担金補助及び交付金になりますが、今回、子育て世帯への臨時特別給付金としまして、1 人当たり 10 万円の給付のうち、残りの 5 万円相当分である 1 億 8,000 万円を追加して計上しております。

なお、財源につきましては、1 行目の総合行政システム改修業務委託料 13 万 2,000 円の事務費も含めまして、全額を国庫補助金で対応することとしております。

以上、説明を終わります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○**議長（湯浅正司君）** これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○**8 番（谷崎利浩君）** 給付金ですけれども、現在、大体何割程度行き渡っているのか、それをお伺いします。あと、基準日において、その後、引っ越ししたりとか、家庭の事情が変わられた方で給付金が届かないのではないかと不安を抱かれた御家庭もあったと思うんですけど、そのあたりは阿蘇市においては大体解決しているのか、それについてお伺いします。

○**議長（湯浅正司君）** 福祉課長。

○**福祉課長（松岡幸治君）** おはようございます。ただ今の質問にお答えさせていただきます。

執行についてですが、初回の積極的支給、こちらには対象世帯 1,289 世帯、児童数にして 2,660 人いるんですけど、既に全員送金済みで、辞退はございませんでした。この後は、公務員世帯、もしくは高校生のみがいる世帯、もしくは新生児が生まれた世帯、ここは随時申請受付で申請されたら払うという形なので、今のところ 476 世帯、735 人の方に、申請を受け付けて、その金額を払っております。あとは、まだ申請に來られていない方の見込みですけれども、これは申請に基づくものなので、実際何人残っていますという言い方はできないんですけども、見込みとしてはおおよそ多くても 30 世帯、4、50 人の児童の分が今からの支払いになるのかなと考えております。及び、今から生まれた子どもたち、こちらも申

請で払うという形になります。これは、3月31日までに生まれた子どもです。もう一つの転居関係についてですけれども、基準日である12月の時点で住んでいた市町村が責任を持って払うことになっておりますので、そこについては、今のところ適正に執行されておまして、特に苦情等も上がっておりません。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第1号を採決いたします。承認第1号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第1号「専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第10号）について」は、承認することに決定をいたしました。

### 日程第3 承認第2号 専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第11号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第3、承認第2号「専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第11号）について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） ただ今議題としていただきました承認第2号、専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第11号）について、御報告申し上げます。

別冊2をお願いいたします。まず、本件につきましては、国の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に加えまして、年明け後のオミクロン株の急拡大を受け、早期にコロナ対策事業に取り組む必要がございましたので、1月14日付けで専決処分を行ったものでございます。

まず、1ページをお願いいたします。第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,152万6,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ188億3,628万円と定めております。

それでは、7ページの歳入予算から説明させていただきます。7ページの一番上の行になります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金としまして1,109万1,000円を追加計上しております。こちらは、コロナ第6波の本格到来を受けまして、国が示す交付限度額の範囲内で10の事業を新たに追加計上するものでございます。後ほど歳出予算の中で主なものを説明いたします。

また、同じ7ページの2行目と3行目になります。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の事務費と事業費、合わせて4億2,043万5,000円を計上しております。

次に、歳出予算について8ページを御覧ください。上から3行目になりますが、左端の目9内牧支所費の備品購入費としまして、音声付受付発券機の購入費440万円を計上しております。こちらは、異動が多い年度切替えの時期を控えまして、感染防止の観点から窓口の混雑を解消するとともに、順番待ちでの3密を回避するため、機器を購入するものでございます。

続いて、その1つ下になります。住民税等申告待合室用連棟ハウスリース料としまして75万3,000円を計上しております。こちらは、非課税世帯等の臨時特別給付金事業対策班を北側別館内に設置しましたので、税の申告に来庁される方々の混雑回避に向け、待合室を別途設けるためのリース料を計上しております。

続いて、同じ8ページが一番下になります。タッチパネル対応端末（窓口申請ツール）としまして76万6,000円を計上しております。こちらも窓口における混雑を回避するため、コンビニ交付等と同じ操作ができるタッチパネル対応端末を本庁に2台、それから各支所に1台ずつ設置するものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。9ページは、左端の目18非課税世帯等給付金費を新設しております。こちらは、コロナの影響で様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう住民税非課税世帯等の方々を対象に1世帯当たり10万円を給付するもので、9ページが一番下の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金としまして4億1,440万円を計上しております。

続いて、10ページを御覧ください。10ページの上の段は、商工費になります。上から4つ目の観光施設等備品につきましては、春先の観光シーズンに備え、感染防止対策としまして非接触型体温計や大型テントなど、屋外イベント等に係る備品購入費756万1,000円を計上しております。

最後に、11ページをお願いします。学校等における感染拡大防止、また安全・安心な教育環境の確保に向け、教育施設の消毒等委託料としまして450万円を計上しております。

なお、今回の専決予算はすべて国庫支出金を財源としておりますので、市の持ち出しはなく、一般財源はゼロの編成としております。

以上、説明を終わります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

9番議員、園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 9番、園田です。

9ページの節18負担金補助及び交付金に対して質問させていただきます。非課税世帯というのは税務関係ですぐ市でも把握できると思うんですけども、それ以外のコロナに対して、例えば給料が減ったとか、そういうところの判断というのはどういうふうになさっているのか。それと、その下の商工振興費の営業時間短縮要請協力金ということで出ていますけれど、まん延防止に協力されたお店の職種でありますとか、1日一律幾らなのか、そういう

ところの答弁をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

家計急変の判断ですけれども、こちらについては申請があった際にその方の状況と情報等を聞き取った上で、住民税非課税相当の世帯になっているかどうかをその場というか、それから資料をいただいた後で判断をして連絡させていただくという形になります。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） それでは、10 ページの営業時間短縮要請協力金の増額になりますが、内容としましては第4波分と第5波分の支給額の1割を市町村でみていただきたいということで県から申出がございまして、第4波分が4月29日から6月27日までの間です。これについては、飲食店は9時までで営業時短をしてくださいという形で、件数的には135の飲食店になります。支給額については、1億83万2,000円、その1割ということで1,008万3,000円が計算されております。第5波分としまして、7月27日から10月14日まででございまして、第5波は8時までになっております。1時間短縮されて8時までとなりましたので、件数的には241件、支給額としまして2億1,906万9,000円になります。合わせまして約3億2,000万円ほどになりますので、その1割、3,198万9,000円を負担するものということになっております。第4波も第5波も、1日の支給については2万5,000円になっております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第2号を採決いたします。承認第2号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第2号「専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第11号）について」は、承認することに決定をいたしました。

#### 日程第4 議案第1号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（湯浅正司君） 日程第4、議案第1号「行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） それでは、議案書に戻っていただきまして、議案書の3ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第1号、行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございます。11ページ、下のほうをお願いいたします。本件は、国が進めます押印等の見直しによる行政手続の簡素化及び市民の利便性の向上を図るために、関係条例を制定するものでございます。

まず、押印廃止に向けた方針としまして、申請、申込み、届出等の書類につきまして、3つの方針で進めております。まず、1つ目が、押印を求める必要性、また実質的意義が乏しく、押印を省略しても支障ないもの。2つ目としまして、対象が不特定多数のものであり、押印を求めてまで本人の確認をする必要のないもの。3つ目としまして、本人の確認は必要である。しかしながら、押印以外の方法で本人確認を行うことができる。そういったことについて押印の見直しを行うものでございます。本条例の制定によりまして、阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正をはじめ、6つの条例改正を行う条例の制定となっております。

それでは、12ページからの新旧対照表を基に説明を申し上げます。

まず、第1条でございます。阿蘇市固定資産評価審査委員会条例。飛びまして、16ページをお願いします。16ページの下の方の第4条になってきます。阿蘇市予防接種健康被害調査委員会設置条例。23ページ、お願いします。阿蘇市行政不服審査手続等条例。この3つにつきましては、新旧対照表にもございますとおり、押印に関する条文中の文言、これを削除しております。

戻っていただきまして、14ページからお願いを申し上げます。14ページの第2条、阿蘇市職員のサービスの宣誓に関する条例。めくっていただきまして15ページ、災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例。17ページになります。阿蘇市地籍調査による標識等の管理保護に関する条例。これにつきましては、様式を全部、改正を行いまして、これまでの様式内にあります印鑑を押す欄の「㊟」の削除をいたしているところでございます。

施行期日を令和4年4月1日としております。

今回、条例としましては、6つの条例になります。しかしながら、別途、阿蘇市申請書等の押印省略の特例に関する規則、これを現在制定しております。条例以外にも、規則が78本、要項131本をはじめ、要領、規程等、全部で250件、各種様式にしますと1,183件について、再度その押印の必要性を確認、省略可能な分につきましては押印を省略しまして、手続の簡素化と申請者の負担軽減につなげることでございます。

以上、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。ただ今説明がありました議案第1号「行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」から議案第3号「阿蘇市職員定数条例の一部改正について」、また議案第5号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」から議案第13号「令和3年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第3号）」につい

て、また議案第 26 号「熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」から議案第 33 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までは、御承知のように、会期中の日程に従って、各常任委員会に付託をされます。したがって、自己の委員会の件についての質疑は御遠慮願いたいと思います。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 5 議案第 2 号 阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 5、議案第 2 号「阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 引き続きになります。議案書 24 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 2 号、阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由の説明になります。24 ページ、下でございます。本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

25 ページ、26 ページからの新旧対照表を基に御説明を申し上げます。表の右側、改正前をお願い申し上げます。下線部 2 か所になります。第 2 条第 1 号の下線部のア「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び第 4 号になりますけれども、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、この 2 つの法律の名称を、改正後に記載してありますとおり、「個人情報の保護に関する法律」に改めるものでありまして、4 月 1 日からの施行としております。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴いまして、「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律」、それと「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、この 2 つが令和 4 年 4 月 1 日から 1 つの法律「個人情報保護に関する法律」に統合されることに伴いまして、市の個人情報保護条例の引用元の法令名が変更、このために改正を行うものでございます。

以上、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 6 議案第 3 号 阿蘇市職員定数条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 6、議案第 3 号「阿蘇市職員定数条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書 27 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 3 号、阿蘇市職員定数条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由になります。27 ページ、下でございます。本件は、感染症などの危機管理や行政需要の変化に柔軟に対応するとともに、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に係る市職員の定年引上げに伴いまして職員の定数を見直すため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、28 ページ、新旧対照表を基に御説明を申し上げます。

まず、第 2 条第 1 号をお願い申し上げます。市長事務局の改正前の職員数「252 人」を「270 人」に、第 5 号としまして教育委員会関係職員「48 人」を「30 人」に、また第 8 号としまして病院事業の職員「141 人」を「150 人」に改めるものでございます。

併せまして、第 4 条としまして新たに追加、第 4 条第 1 号としまして休職者、第 2 号としまして併任者、第 3 号としまして派遣職員、第 4 号としまして育児休業者をこの定数から除外するものでございます。

以上、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

6 番議員、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 6 番、竹原です。

職員定数の 5 番目の教育委員会の定数が 48 人から 30 人に減っている。この理由について御説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問でございますが、教育委員会関係につきましては、合併以来この 48 人という数字でございました。これまでに学校の統廃合等が行われております部分もあります。また、世界文化遺産の事務につきましても県への移管等も進めてきているところ、それから給食センターの調理業務等につきましても民間委託等も進めてきている中で、現行の必要とされる数字でみましたときに 30 人で今回見直しをさせていただくところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

7 番議員、岩下礼治君。

○7 番（岩下礼治君） 定年の引上げというのは、時期的に時期を得ていると思います。定数増になっています。定数増になると当然人件費が増えるんだと思っていましたけれども、先日の全員協議会の財政課長の説明の表の中では人件費が 3,000 万円ぐらい減っております。この理由を教えてくださいと思います。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問でございます。定年の引上げがございます。これにつきましては、役職定年という形がございまして、いわゆる 60 歳を超える者たちにつきましては、その当時おりました給与からおおよそ 7 割の給与になるという形で引き続き雇用されるという部分がございます。また、今、職員としてこの定数の中に入っていない再任用の方々につきましても、まだ制度としては続いてまいります。再任用の方々については、今、半数ほどが短時間の勤務ということで、この定数にはかかってこないという形になっております。再任用の方々でフルタイム勤務されるという部分もまだ残ってくるところでございます。フルタイムで再任用されるの方々については定年の延長と同様にこの定数の中に入ってくるという形でございます。今の再任用でフルタイムで働かれる方々も金額的には現在の 60 歳で支給されている金額のおおよそ 6 割から 7 割に落ちるといふこともありまして、財政課長が先日説明したような形で、総体的な人件費につきましてはその部分が下がってくるものでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 8 議案第 5 号 阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 8、議案第 5 号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） それでは、引き続き御説明を申し上げます。議案書 43 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 5 号、阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。44 ページ、下になります。本件は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、45 ページからの新旧対照表を基に御説明を申し上げます。まず、全体的になりますけれども、上位法の改正等に伴いまして引用条項及び文言の明確化による改正となっております。上位法の改正に併せまして 49 ページから 50 ページにかけて、第 2 項として新たに追加を行っております。この第 2 項が大きな今回の改正となっております。未就学児の被保険者均等割額の減額について、未就学児の均等割額の 2 分の 1 を公費負担として新たに減額する規定であり、4 月 1 日施行としております。

具体的には、基礎課税額に係る均等割額につきましての変更になってきます。新旧対照表の 49 ページ、下から 50 ページにかけて御説明を申し上げたいと思います。

被保険者 1 人当たりの基礎課税額に係る均等割額 2 万 4,400 円となっております。ただ、



今回、未就学児につきましては、50 ページの第 1 号の「ア」7 割軽減世帯の場合には、これまでの 7,320 円から、さらにその 2 分の 1 の 3,660 円を減額、「イ」としまして、5 割軽減世帯につきましては、これまでの軽減額 1 万 2,200 円に、さらにその 2 分の 1、6,100 円を減額、「ウ」としまして、2 割軽減世帯につきましては、これまで 1 万 9,520 円が均等割額でございました。改正後は、その 2 分の 1 であります 9,760 円を減額すること。それ以外の世帯、軽減が適用されない世帯につきましては、「エ」としまして 2 万 4,400 円の 2 分の 1 に当たります 1 万 2,200 円が軽減される、そういったこととなります。

第 2 号につきましても、後期高齢者支援金の均等割額 7,900 円に対する軽減額の規定でございます。「ア」としまして 7 割軽減世帯について 1,185 円を、「イ」としまして 5 割軽減世帯につきまして 1,975 円、「ウ」としまして 2 割軽減世帯 3,160 円、「エ」としまして軽減の適用のない世帯につきましては通常の 7,900 円の 2 分の 1 である 3,950 円をそれぞれ減額する改正でございます。いずれも未就学児に限っての減額としております。

以上、上位法の改正に基づく条例の改正となっております。御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 言葉の説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 谷崎君、所管です。

○8 番（谷崎利浩君） 失礼しました。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 9 議案第 6 号 阿蘇市保育園バス設置及び管理に関する条例の廃止について

○議長（湯浅正司君） 日程第 9、議案第 6 号「阿蘇市保育園バス設置及び管理に関する条例の廃止について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） お疲れさまです。

議案集の 60 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第 6 号、阿蘇市保育園バス設置及び管理に関する条例の廃止について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、阿蘇市保育園バスの廃止に伴い、本条例を廃止するものでございます。

内容としましては、もともと波野地区には波野東部保育園と波野西部保育園という 2 つの保育園がございまして、合併後、統合するときの条件としまして、波野西部保育園エリアの利用者に対しての送迎バスとして平成 29 年 3 月末まで運行していましたが、その後、利

用者もなくなってまいりました。園バスの空き時間を利用して福祉バスへという要望もございましたので、その後、波野地区の福祉バスとして利用を行ってまいりました。今般、車両の老朽化等によりまして、波野支所所管で3月末までに新しい車両を購入することとなっておりますので、保育園バスとしての本条例を廃止いたすところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、11時25分から再開いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第10 議案第7号 令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第12号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第10、議案第7号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第12号）について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 失礼します。

別冊3をお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第7号、令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第12号）について、御説明申し上げます。

まず、1ページの第1条を御覧ください。今回の補正予算（第12号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,603万3,000円を追加し、191億1,231万3,000円と定めております。また、第2条から第4条までの各項目につきまして、それぞれ補正を行っております。

まず、繰越明許費から説明いたします。6ページをお願いいたします。6ページから7ページにかけては、繰越明許費の追加分になります。国補正に併せて、今回新しく計上する事業など23件、約4億2,000万円を追加しております。それから、7ページの下の段をお願いいたします。こちらは、繰越明許費の変更分で事業の進捗等に応じ、3件ともに繰越額を減額しております。

次に、9ページをお願いいたします。9ページは、地方債の補正になります。上の段の2件につきましては、国補正に伴う地方債の新規発行事業になります。下段の変更分4件につきましては、事業費確定等に伴うもの、それから予算編成上、市債の額を減額するものでご

ざいます。結果、今回の補正予算で市債の額をトータルで約1億1,000万円減額しております。

それでは、まず主な歳入予算について御説明させていただきます。

12ページをお願いします。12ページの一番上になります。右端、説明欄の普通交付税につきましては、国の補正予算等により地方交付税の総額が増額されまして、普通交付税の再算定が行われた結果、本市では2億3,282万2,000円の増額交付がありましたので、その分を追加して計上しております。

続いて、13ページをお願いいたします。13ページの中段よりやや下になります。款16国庫支出金の項2国庫補助金の一番上ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、1,495万円を追加計上し、2億8,091万1,000円としております。こちらの約2億8,000万円が国からの単独分の交付限度額でございまして、今回はコロナの長期化等により執行できなかった予算の組替え、それから学校施設、公共施設等で既に予備費により消毒作業等を実施している事業への財源振替も含めまして追加計上をしております。

次に、17ページをお願いします。17ページの上から2段目になります。右端の土地売却収入（旧九門団地敷地）につきましては、一般競争入札による公売を行ったところ、1件の申込みがございまして、最低入札価格を上回る応札でしたので、当事者の方と契約した金額1,615万円を計上しております。なお、売却にかかる坪単価につきましては、約3万円でございます。

次に、その1つ下、市ふるさと応援寄附金につきましては、今年度の寄附金収入を2億5,000万円程度と見込み、当初予算から5,000万円を追加しまして計上しております。

続きまして、主な歳出予算について御説明申し上げます。

まず、20ページをお願いします。20ページの左端の目で申し上げますと、目5財産管理費の公共施設等消毒作業委託料になります。コロナ感染拡大が長期化する中、行政機能の維持及び公共施設等の安全・安心な利用に資するため、消毒代としまして150万円を計上しております。

続いて、23ページをお願いします。23ページ、左の目で申し上げますと、中段よりやや下、3児童運営費になります。節1報酬と節3職員手当等につきましては、国の経済対策の中で保育士、それから幼稚園教諭等の処遇改善が求められておりまして、今回、保育現場における会計年度任用職員の月額報酬と特殊勤務報酬に加え、正規職員の特殊勤務手当をそれぞれ2か月分追加しまして、合わせて53万9,000円を計上しております。また、民間保育所等につきましても、次の24ページの節18負担金補助及び交付金の保育士、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金としまして360万4,000円を計上しております。なお、財源につきましては、すべて国庫補助金で対応することとしております。

続いて、25ページをお願いします。25ページの下段は、農林水産業費になります。ページ、一番下の産地生産基盤パワーアップ事業補助金につきましては、JAアスパラ選果場の選果機等の導入に係る費用を補助するもので7,665万円を計上しております。今般の国補正により全額を国庫補助金で対応するもので、合わせて全額を繰り越す予定としております。

続きまして、28 ページになります。28 ページの 1 行目から 5 行目にかけて、阿蘇山火口周辺整備に係る委託料及び工事請負費になります。事業内容としましては、まず 1 行目と 4 行目につきましては、阿蘇山火口周辺整備事業としまして E ゾーンの転落防止柵設置、D 展望所の改修工事、それから駐車場整備工事等を予定しており、設計、施工を合わせて 1,520 万円を計上しております。また、2 行目と 5 行目になりますが、阿蘇山上線の整備事業につきましては、有料道路における車道の一部改修拡幅工事等がございます、設計、施工を合わせて 2,420 万円を計上しております。なお、財源につきましては、事業費の 2 分の 1 を環境省所管の自然環境整備事業補助金で対応することにしております。

また、同じ 28 ページの中段の繰出金のところになりますが、阿蘇山観光事業特別会計繰出金につきましては、通常であれば一般会計から観光事業特別会計に繰り出すことはありませんが、御承知のとおり、昨年 5 月から 6 月にかけて、また 10 月以降、火口周辺が立入規制であったことなどによりまして、道路使用料収入等が落ち込み、その結果、今回、繰出金として 4,265 万 6,000 円を計上するものです。

また、同じ 28 ページの左端の目 7 特産物推進費になります。道の駅防災備品としまして 200 万円を計上しておりますが、こちらは九州地域づくり協会様から 200 万円の寄附をいただき、道の駅阿蘇と神楽苑にそれぞれ除雪用機械を導入するものでございます。

続いて、少し飛んで 33 ページをお願いします。33 ページの中段あたりになります。左端の目 2 体育施設費になります。上から 2 行目のアゼリア 21 施設管理業務委託料（燃料費高騰分等）につきましては、原油高騰をはじめ、プール休止に伴い、収入が減少したことなども含め、指定管理協定のリスク分担等に基づき 500 万円を計上しております。

次に、34 ページの下の段、款 10 災害復旧費になります。昨年 10 月に発生いたしました中岳第一火口の噴火後、依然として立入規制が続く中、規制が解除された段階で速やかに施設の修復、火山灰撤去などの対応ができるように合計 1,500 万円の修繕復旧費等を計上しております。

最後に、35 ページをお願いします。今回、交付税の追加交付及び歳出予算の減額等によりまして、予備費につきましては 1 億 5,551 万 2,000 円を追加しております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番、谷崎です。

補正も最後のほうの補正になるのかと思います。それで繰越明許費が出ていますが、6 ページ、橋梁維持事業で 5,520 万円繰越しになりますが、橋梁については何かあったときが非常に危険ですので、なるべく繰り越さずに年度内に事業をやっていたきたいんですけども、どういう状況であるか、御説明をお願いいたします。

それと、8 ページになりまして、債務負担行為の変更ですが、一番下の新型コロナウイルス対策経営安定資金事業が令和 4 年度から令和 13 年度と結構長いんですけども、これが

長い理由も含めた、この事業についての説明をお願いいたします。

28 ページに飛びまして、はな阿蘇美の水中ポンプ取替事業、この事業の説明をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 御質問にお答えいたします。

繰越明許費の補正でございます。6 ページ、土木費の橋梁でございますが、現在 9 件の橋梁メンテナンスがございまして、7 件が工事中でございます。梅雨までをめぐりに補修を行いたいと考えております。2 件につきまして、これから発注という状況でございます。できるだけ早急に整備していきたいと思っています。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 2 点目の御質問でございます。8 ページの債務負担行為補正でございます。変更分としまして、新型コロナウイルス対策経営安定資金事業の変更をさせていただいております。議員がおっしゃいますように、令和 4 年から令和 13 年ということで 10 年間の期間に対する分でございますけれども、利子補給としまして 5 年間、それと基金協会に対します保証料の補助としまして 10 年間という助成期間を設けさせていただいております。したがって、10 年間ということで、今回、令和 3 年貸付分としまして、令和 13 年までの助成措置を行うということで記載をさせていただいております。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 3 点目のはな阿蘇美の水中ポンプでございます。はな阿蘇美施設内に井水の水中ポンプがございまして、施設のトイレ、それとバラドーム関係の散水で使用しております。ただ、これが老朽化に伴いまして、非常に今ぎりぎり動いている状況でございまして、いつ止まってもおかしくない状況になっておりますので、春のバラの季節についてはこれからかなりの水が必要になってまいりますので、バラ育成のために水中ポンプのやり替えを行うものでございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 橋梁につきましては、梅雨までに間に合えばというのがありますけれども、基本的に危ないところを定期的に改修していつている計画がございまして、年度当初、なるべく正確に予算を上げていただいて、なるべく早く取りかかって、繰越しがあまりないようにしていただきたいと思います。それについて、また御見解をお願いします。

それと、水中ポンプの件ですが、これは指定管理全般に関係すると思うんですけども、基本的に指定管理の設備関係は貸し主である市がきちんと整備してあげて、そして経営しやすいように心がけていただきたいと思います。過度に修繕関係を、先方と契約して、先方に負わせてしまうと、例えばいこの村とかみたいにすると、それが負担になって、経営が行き詰まったりしないとも限らないので、経営しやすい環境をつくってあげていただくと思います。それについて見解をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 橋梁工事につきましては、まず補助申請いたしまして、交付決

定が7月、8月中旬になります。ということと、農繁期もありますので、橋梁工事は交通止めがかかってきますので、農閑期に発注ということになりまして、どうしてもこういう状態になります。

○議長（湯淺正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 指定管理者の修繕という形になっております。私どもも経営されている指定管理者の方と十分協議をしていきながら、運営しやすい状況にもってきたいと考えております。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第11 議案第8号 令和3年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第1号） について

○議長（湯淺正司君） 日程第11、議案第8号「令和3年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

経済部観光課長の説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それでは、別冊4をお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第8号、令和3年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明します。

1ページをお願いします。第1号補正になります。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,351万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7,748万3,000円と定めています。

4ページをお願いします。歳入です。

款1使用料及び手数料、目1観光施設使用料、火口見学の道路使用料になります。補正額は、5,617万2,000円を減額しています。道路使用料の収入計は、隣になりますけれども、3,482万7,000円になりました。令和3年度中は立入規制で火口見学ができなかった期間が7か月に上りました。実質徴収できたのは、4月と夏場の5か月間でした。5か月の車両台数は、自動車が4万2,300台、二輪車が6,126台と、コロナ禍においては悪くない数字でありました。とはいえ、年間の歳出に対しまして不足となりましたので、その下の款3繰入金、一般会計からの繰入金を4,265万6,000円としています。

5ページをお願いします。歳出です。

目1公園道路管理費では、営業できなかった期間の経費減額が主になります。893万9,000円を減額しています。人件費につきましても、節12委託料、公園道路管理業務委託料を290万円の減額、火口の閉鎖中の期間、スタッフの方々は、山上以外にも別の業務に従事いただいております。一番下の防災協への繰出金は467万8,000円の減額、監視員も人数を減数して対応しております。

6 ページをお願いします。目 1 観光振興費については 300 万円の減額です。節 12 委託料で阿蘇山周辺下草刈り 110 万円を減額していますが、公園道路管理スタッフが草刈りを行いましたので、費用はかかりませんでした。3 段目、草千里交通事故対策支援金を 100 万円減額しています。草千里での牛馬の事故が数年ない状態が続いていることから、当面の間、見舞金相当分 100 万円を減額するものです。黒川牧野組合の皆さんとこの件について確認ができましたので、令和 3 年度分から減額をします。残る 300 万円は、登山道の元の料金徴収所から上部道路の補償の意味合いも含めた牧柵管理料で、黒川牧野組合と黒川原野管理委員会にお支払いをしています。

以上、御審議方、お願いします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 12 議案第 9 号 令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 12、議案第 9 号「令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） お疲れさまでございます。

ただ今議題としていただきました議案第 9 号、令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、御説明を申し上げます。

別冊 5 をお願いいたします。1 ページ、お願いいたします。本補正予算は、第 4 号補正になります。第 1 条に記載をしておりますけれども、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 270 万 8,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 5 億 7,471 万 4,000 円と定めております。

4 ページをお願いいたします。第 3 表地方債補正になります。起債償還のため、借り入れる予定でございました資本費平準化債につきまして 530 万円計上しておりましたけれども、会計内で財源調整できましたことから全額減額をするものでございます。

6 ページをお願いいたします。歳入になります。

目 1 雑入、節 1 雑入ですが、消費税還付金 259 万 2,000 円の増額になります。令和 2 年度分の消費税申告をした結果、令和 2 年度分につきましては、事業費等の支出が例年に比べて多かったこともありまして、259 万 2,000 円の還付となりましたことから補正をするものでございます。

続きまして、目 1 下水道事業債、節 1 下水道事業債です。530 万円の減額になりますが、先ほども御説明させていただきましたが、資本費平準化債分について減額するものでござい

ます。

7 ページをお願いいたします。歳出になります。

目 1 一般管理費、節 27 繰出金です。一般会計繰出金（消費税還付金）として 259 万 2,000 円の増額になります。歳入でも御説明申し上げましたけれども、令和 2 年度分の消費税申告に伴って 259 万 2,000 円の還付がありましたことから、その分を一般会計からの繰入れに対して戻入れするものでございます。

8 ページをお願いいたします。ページ、下のほうになりますけれども、目 1 元金、節 22 償還金利子及び割引料ですが、財源内訳を調整して、御覧のとおり、借入れをする予定でございました資本費平準化債分の地方債を 530 万円減額いたしまして、その他を 512 万円、一般財源を 18 万円、それぞれ増額をしております。その他と一般財源の増額分につきましては、御覧のとおり、7 ページから 8 ページにかけまして、目 2 維持管理費及び目 1 下水道事業費等の余剰見込み分をそれぞれ減額して調整をしているところでございます。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番、谷崎です。

7 ページの一般会計繰出金の消費税還付金と括弧してありますが、これは、また計算して、消費税の還付金が増えたということですか。消費税関係の件は片づいたんでしょうか。そのあたりの説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） 7 ページの一般会計繰出金（消費税還付金）というものにつきましては、令和 2 年分、今年度申告した分の還付になります。昨年 6 月補正等で繰入れをしていただいた分につきましては、過年度分、過去 5 年分に遡った修正申告の分になります。この分につきましては令和 3 年に申告した令和 2 年度分になります。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

### 日程第 13 議案第 10 号 令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号） について

○議長（湯浅正司君） 日程第 13、議案第 10 号「令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） お疲れさまです。

それでは、別冊 6 をお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 10 号、



令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、御説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,758万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ34億7,715万1,000円と定めております。

6 ページをお願いいたします。歳入でございます。

2 段目の款6 県支出金、目1 保険給付費等交付金に4,176万1,000円を計上しております。こちらにつきましては、特別調整交付金の交付額確定に伴い増額補正するものでございます。

続きまして、款10 繰入金、目1 一般会計繰入金、節5 財政安定化支援事業繰入金を1,640万6,000円減額しております。こちらにつきましても額の確定に伴い減額補正するものでございます。

続きまして、7 ページをお願いいたします。歳出でございます。

3 段目の款2 保険給付費、目1 一般被保険者高額療養費に1,000万円を増額しております。こちらにつきましては、高額療養費の不足が見込まれることから増額補正するものでございます。

次の段、款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分、及び次ページ上段の項2 後期高齢者支援金等分、さらに次の段の項3 介護給付金分につきましては、歳入で御説明いたしました財政安定化支援事業繰入金の減額に伴いまして予備費から充当を行い、財源変更するものでございます。

続きまして、8 ページ、3 段目の款9 諸支出金、目1 直診施設勘定繰出金に4,140万7,000円を増額しております。先ほど歳入で御説明しました県補助金の特別調整交付金を財源とするものでございます。阿蘇医療センターへ波野診療所の運営費及び電子カルテシステム等の更新に伴う費用の一部として繰り出すものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 6 ページの財政安定化支援事業繰入金ですが、これは交付税措置か何かあるのか、お尋ねします。保険基盤安定繰入金とはまた違うと思うんですけども、保険基盤安定繰入金は補助金でくると思うんですけど、こちらは交付税措置だと思うんですが、どういう形になっているか、御説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） こちらの財政安定化支援事業繰入金につきましては、補助等ではなく、交付税措置ということになっております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

16 番議員、藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 7 ページの一般被保険者の高額療養費の件についてお尋ねしますが、

増えていっている原因ですね、これは高度医療によるものか、あるいは患者さんの長期医療に伴うものか、主な傾向について近年どういう経緯をたどっているか、説明をいただきたいと思えます。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） 増額要因でございますが、被保険者は減少傾向にあるものの、65歳以上の方が増えてきており、被保険者の高齢化が一つの要因と考えられます。また、がん医療費等も増えておりまして、1つの医療にかかる診療額も増額している傾向にあります。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第14 議案第11号 令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第14、議案第11号「令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） 失礼いたします。

別冊7をお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第11号、令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億7,898万円と定めさせていただきました。

5ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1後期高齢者医療保険料につきまして、目1特別徴収保険料を3,187万8,000円減額し、目2普通徴収保険料を3,155万5,000円増額しております。合計32万3,000円の減額となりますが、決算を見込みまして、過不足額を調整しているものでございます。

なお、この保険料につきましては、全額を広域連合に納付することとなりますので、次の6ページ、歳出をお願いいたします。款2後期高齢者医療広域連合納付金でございます。先ほど歳入で御説明いたしました保険料補正分32万3,000円を減額補正しております。

説明は以上でございます。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、午後 1 時から再開をいたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第 15 議案第 12 号 令和 3 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 16 議案第 13 号 令和 3 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。日程第 15、議案第 12 号「令和 3 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」並びに日程第 16、議案第 13 号「令和 3 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号）について」につきましては、一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 15、議案第 12 号並びに日程第 16、議案第 13 号については、一括して議題とすることに決定をいたしました。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） お疲れさまです。

ただ今一括議題としていただきました議案第 12 号及び議案第 13 号について御説明申し上げます。

初めに、別冊 8 になります。議案第 12 号、令和 3 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

まず、1 ページをお願いします。今回の補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 112 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 2,155 万 1,000 円としております。

それでは、6 ページの歳入予算から説明させていただきます。歳入は 1 項目になります。

款 6 諸収入の目 1 雑入としまして、投棄料（古木採石場跡地）を 112 万 9,000 円追加計上しております。こちらにつきましては、国土交通省が実施する国道 57 号滝室坂道路関連工事に伴い発生する土砂の投棄料、搬入料として、覚書に基づきまして 1 立米当たり 40 円で毎年受け入れているものでございまして、今年度は約 10 万立米の土砂搬入を見込んでおります。

次に、歳出予算について説明させていただきます。7 ページになります。歳出予算につき

ましては2項目になります。

まず、上の段の財政調整基金費につきましては、今回、基金に500万円を積み立てる計画としております。積立金の財源としましては、先ほど歳入で説明いたしました土砂投棄料の収入と、こちらの7ページの下段、予備費387万1,000円を活用することとしておりまして、この結果、財政調整基金の残高は、約2,500万円になる見込みでございます。

次に、別冊9をお願いします。議案第13号、令和3年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算(第3号)について、御説明申し上げます。

1ページをお願いします。今回の補正予算(第3号)につきましては、歳入予算の補正はありませんので、歳出予算についてのみ御説明いたします。

6ページをお願いします。まず、6ページの上段、5の1の1財政調整基金費になります。中通財産区につきましても、先ほどの坂梨財産区同様に財政調整基金を500万円積み立てる計画でございます。財源につきましては、全額予備費を充用することとしております。この結果、基金残高につきましては、約3,000万円になる見込みでございます。

説明は以上です。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(湯浅正司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(湯浅正司君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第17 議案第26号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長(湯浅正司君) 日程第17、議案第26号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(高木 洋君) お疲れさまです。

議案書に戻っていただきまして、61ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第26号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございます。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更したいので、地方自治法第290条の規定により、構成団体が70団体ございます、構成団体の議決を求めるものでございます。

62ページ、新旧対照表において詳細の御説明をさせていただきます。別表第2、組合の共同処理する事務のうち、第3条第10号に関する事務、この事務はどういった事務かと申し上げますと、交通災害共済事業であります。市町村がそれぞれ掛金を負担し、住民の方が事故に遭われた場合に治療日数等に応じまして見舞金としてお支払いする事務事業になります。この事業につきまして、構成団体であります宇城市が令和4年6月30日をもって脱退

することになりましたので、構成団体 70 団体の同文による議決をもって、熊本県市町村総合事務組合の規約の一部変更となるものであります。

なお、この規約につきましては、令和 4 年 7 月 1 日の施行となります。

以上、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 18 議案第 27 号 市道路線の廃止について

○議長（湯浅正司君） 日程第 18、議案第 27 号「市道路線の廃止について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（藤田浩司君） 失礼します。

まず、議案集の 63 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 27 号、市道路線の廃止について、御説明申し上げます。

まず、提案理由でございます。本件は、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき市道路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本議案につきましては、記載のとおり、5 路線を廃止いたしまして、関連して、次の議案第 28 号で 6 路線の認定についてお諮りすることとしております。

詳しくは、別冊 22 の参考資料で御説明いたします。

別冊 22 の 1 ページをお開きください。この 1 ページと次の 2 ページにわたりまして、対象路線の全体位置図を記載しております。

次に、3 ページをお願いいたします。まず、坂梨地区の神石線になります。黄色の点線の認定路線 722 メートルを廃止いたしまして、左側の起点を国道 265 号まで延長し、赤線で示す 942 メートル区間を認定したいと考えております。

続きまして、4 ページをお願いいたします。同じく坂梨地区の浄土寺線になります。黄色点線の丸の起点を赤丸の坂梨本通線に変更するために一旦廃止し、新たに赤線の 332 メートル区間を認定したいと考えております。

続きまして、6 ページをお願いいたします。内牧地区の番出住宅線になります。市営団地一戸建て住宅の解体を進めているところでございますが、更地になり、道路機能を失いました左側、黄色点線 2 本を廃止いたしまして、右側の 1 路線に廃止、認定したいと考えております。

続きまして、7 ページをお願いいたします。西湯浦の西小園水源線になります。右側のミルクロード、県道 339 号から、ここを起点としまして、西北へ原野を通る道路になります。黄色の点線 2, 243.5 メートルを廃止いたしまして、この終点を左上、山林との境までの赤線

の1,900メートル区間を認定したいと考えております。

続きまして、8ページをお願いします。内牧地区になります。小里住宅3号線になります。小里団地建て替えによりまして、道路機能を失った区間、黄色の点線部分ですね、こちらを廃止するものでございます。

説明は以上です。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

9番議員、園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 9番、園田です。

今、別冊22の6ページの番出住宅線の廃止と認定についてお聞きします。黄色点線が今3本あるんですけども、もちろんここは2世帯の住宅はまだ住まれています。この真ん中の線あたりには道路のU字溝関係の構造物はそのまま残っているんですけども、例えばここで何らかの事故があったりとか、蓋をかけてくれという要望があった場合の対応は、廃止の後はどういう扱いになりますか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 廃止の後には、当然、道路法がかぶりませんので、住環境課のほうで管理することになります。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） 今、建設課長からありましたように、住環境課のほうで住宅用地として管理をまいります。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第19 議案第28号 市道路線の認定について

○議長（湯浅正司君） 日程第19、議案第28号「市道路線の認定について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第28号、市道路線の認定について、御説明申し上げます。

議案集の64ページをお願いいたします。まず、提案理由でございます。本件は、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記載のとおり、6路線の認定につきましてお諮りいたしますが、このうち1行目の神石線及び2行目の浄土寺線、4行目の番出住宅線、それに5行目の西小園水源線につきましては、先ほどの議案で御説明申し上げたとおりでございます。重複しますので、新規認定の3行目

の木村 2 号線、それに最後の行の小里 4 号線につきまして、詳細を御説明申し上げます。

別冊 22 の 5 ページをお願いいたします。まず、市役所北側の木村 2 号線になります。図面左側の木村線との接続を起点としまして、右側の宮地手野線との接続を終点とする赤線で示す 400 メートルの区間となります。通行量が多い路線ですので、市道として今後管理していきたいと考えております。

続きまして、9 ページをお願いいたします。こちらの内牧花原川堤防の南側、赤線で示す 80 メートル区間につきましては、河川改修及び戦場ヶ橋架け替え工事に伴いまして、堤防がかさ上げされましたことから高低差ができておりますので、近隣住宅の進入路を確保するために整備された道路となります。この道路を小里 4 号線として管理していきたいと考えております。

説明につきましては以上です。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 20 議案第 29 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 21 議案第 30 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 22 議案第 31 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 23 議案第 32 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 24 議案第 33 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

○議長（湯浅正司君） お諮りをいたします。日程第 20、議案第 29 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」から日程第 24、議案第 33 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までの 5 件を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 20、議案第 29 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」から日程第 24、議案第 33 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までの 5 件を一括議題とすることに決定いたしました。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君） お疲れさまです。

ただ今一括議題とさせていただきました議案第 29 号から議案第 33 号までの旧慣による公有財産の使用権の一部変更について、御説明申し上げます。

議案集の 65 ページをお願いいたします。まず、議案第 29 号です。

提案理由ですが、本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

公有財産の所在地につきましては、阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部及び一の宮町荻の草字蛇崩原 639 番の一部でございます。地目については原野で、地積は 7 万 2,200 平方メートルです。申請者は議案記載のとおりで、目的は蔬菜園芸です。使用期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 12 月 20 日までで、使用料は 108 万 7,000 円となっております。

次ページに参考資料として位置図を添付しておりますが、現地は県道別府一の宮線西側ほか 2 か所の上荻の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、議案集の 67 ページをお願いいたします。議案 30 号です。

公有財産の所在地につきましては、阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部でございます。地目については原野で、地積は 1 万平方メートルです。申請者は議案記載のとおりで、目的は蔬菜園芸です。使用期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までで、使用料は 22 万円となっております。

次ページに位置図を添付しておりますが、現地は県道別府一の宮線西側の中荻の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、議案集の 69 ページをお願いいたします。議案第 31 号でございます。

所在地につきましては、阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部でございます。地目については同じく原野で、地積は 3,000 平方メートルです。申請者は議案記載のとおりでございます。目的は花卉園芸となっております。使用期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までで、使用料は 6 万円となっております。

現地につきましては、県道別府一の宮線北側の中荻の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、議案集の 71 ページをお願いいたします。議案第 32 号でございます。

所在地につきましては、阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部でございます。地目については原野で、地積は 2 万 3,000 平方メートルでございます。申請者は議案記載のとおりで、目的は蔬菜園芸となっております。使用期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までで、使用料は 50 万 6,000 円となっております。

所在地につきましては、同じく県道別府一の宮線西側の中荻の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、最後でございます。議案集の 73 ページ、議案第 33 号でございます。

所在地につきましては、一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部でございます。地目については原野で、地積は 2 万平方メートルです。申請者は議案記載のとおりでございます。目的は蔬菜園芸です。使用期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までで、使用料は 44 万円となっております。

場所につきましても、同じく中荻の草牧野組合の入会地となっております。

説明は以上でございます。御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。



以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
これもちまして、本日の会議を散会いたします。

午後 1 時 22 分 散会